石綿事前調査・石綿対策工事のご案内

※石綿=アスベスト

法改正により2006年(平成18年)8月31日以前着工の建物へエアコンや換気扇等の設置をする際『新規穴あけ』や『既にある穴の拡張』を伴う場合、『建築物石綿含有建材調査者』による石綿含有建材有無確認の事前調査が義務付けられました。お客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

■工事内容別の事前調査と設計図書などの書面準備有無について

※石綿含有有無確認の事前調査では設計図書などを用いた書面調査が義務付けられております。 工事を施工する建物の着工時期と工事環境により、下記一覧表をご確認いただき、該当する 場合には着工時期などが分かる書面の準備をお願いします。

	工事を実施する建物の着工(建設)時期が		
工事環境	2006年8月31日以前 もしくは不明の場合	2006年9月1日以降 の場合	
①すでに配管・配線を通す穴があり 現状のまま再利用可能な場合	通常工事での受付		
②すでに配管・配線を通す穴はあるが、 <u>すでにある穴の拡張や追加で新たに穴あけが必要になる場合</u>	事前調査 <u>必要</u>	書面準備 <u>必要</u> ※設計図書によりお客様宅	
③配管・配線を通す穴がなく <u>新規に</u> 穴あけ工事をする場合	書面準備 <mark>必要</mark>	<u>の建築年月日を目視確認</u> (※1)	

(※1) 2006年9月1日に着工された建物でも着工時期確認のため、既存の穴の拡張や新規に穴あけ 工事をする場合には、着工時期の分かる書面のご用意をお願いします。

■ご用意いただきたい書面例(設計図書等着工時期が分かる書面例)

□工事請負契約書

□工程表

□施工仕様説明書

(工事着工時期及び工事完成の時期)

(日程/行程)

(建物の規模・構造・設備・工事範囲等がが記載された書類)

【注】書面がない場合は、「みなし」※にて対策工事をご案内いたします。

※「みなし」による対策T事の判断は「建築物石綿含有建材調査者」による石綿事前調査が必要となります。

■石綿事前調査、石綿対策工事費用のご案内

- ・工事を実施する建物の着工時期や工事内容により事前調査が必要な場合
- ・事前調査結果から石綿含有が確認された場合
- ・着工時期や使用建材の確認ができなかった場合 上記に該当する場合は、それぞれ以下の調査・対策工事をご案内いたします。

項目	作業内容	料金(税込)	条件
石綿事前調査	建築物石綿含有建材調査者による 目視、書面調査 ※(分析調査は別途ご案内)	3,300円~	1訪問ごとに
石綿対策工事	石綿作業主任者による粉塵飛散防止、 健康障害防止への対策を講じた工事	16,500円~	対象工事項目ごとに

※調査、工事内容、料金についての詳細は、施工店にてご確認ください。